

秋田県告示第193号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり令和7年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公示する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 (1) 調査を行う者の名称  
横手市
- (2) 調査地域  
横手市山内三又
- (3) 調査期間  
令和8年3月18日から令和9年3月31日まで
- 2 (1) 調査を行う者の名称  
湯沢市
- (2) 調査地域  
湯沢市泉沢、小野、皆瀬、愛宕町一丁目、愛宕町四丁目及び南台
- (3) 調査期間  
令和8年3月18日から令和9年3月31日まで
- 3 (1) 調査を行う者の名称  
由利本荘市
- (2) 調査地域  
由利本荘市万願寺、大沢、荒町及び矢島町新荘
- (3) 調査期間  
令和8年3月18日から令和9年3月31日まで